

会報

いしかわ

2005.1月 No.37



道の駅
ころ柿の里しか

Shi-on アコパルク ショオン

志賀町農産物直売所
みちのえき 旬菜館



石川県行政書士会

目次

ご挨拶	1
石川県行政書士会会長 茅野 勇平 日本行政書士会連合会会長 宮内 一三 石川県知事 谷本 正憲 石川県行政書士会副会長 宮川外茂次 石川県行政書士会副会長 倉本 守 石川県行政書士会副会長 太田 勉 石川県行政書士会副会長 浅井 廣史	
各部長あいさつ	6
総務部長 的場 晴次 業務指導部長 西山 忠 監察部長 中川 大	経理部長 荒谷 慶一 広報部長 河越 俊雄 法規企画部長 端井 義之
石川県知事新年互礼会	8
平成16年度行政書士試験を終えて	8
平成16年度行政書士制度無料相談会報告	10
MROラジオスタジオ録音風景・行列ができる無料相談会	14
パブリシティ 新聞報道されました!	15
理事会・支部長会合同会開催	16
七尾支部特集	17
支部だより(金沢)	19
支部だより(小松)	20
業務研修会報告	21
女性行政書士交流会	22
村田憲泰氏 調停委員に選任	22
日行連と中地協各単位会との連絡会 報告	23
中地協各単位会「広報担当者」並びに「建設業務担当者」会議報告	23
業務資料コーナー	24
随筆(会員のコーナー)	25
新入会員の紹介	29
会務日誌	30
会員移動	32
編集後記	

道の駅

The station of a way



多彩な機能と充実の設備をもつ休憩施設

「道の駅」は、一般道路を安心して利用していただくための休憩施設です。休憩・情報発信・地域連携の3つの機能を併せ持つ個性豊かな賑わいの場として、快適で質の高いサービスを提供することを目指しています。

「道の駅・ころ柿の里 しか」は能登半島の中央に位置し、能登半島の南の玄関として観光客はもとより地域住民や近隣住民のための広域交流の賑わいの拠点として親しまれる「道の駅」です。

敷地内にはだれもが利用できる混浴施設の「アクアパーク シ・オン」をはじめ、地域の特産物や新鮮な農産物を販売する農産物直売所の「旬菜館」、町の観光情報をパネルで紹介し、また、伝統文化やそれぞれの季節を回廊式に案内する「地域の文化館」などもあります。

また、大型車2台、普通車166台、身障者4台収容の駐車スペースや各施設に設置された障害者用のトイレ、バリアフリー化など、多くの方々に快適にご利用いただくための施設・設備も充実しています。



- ころ柿の里
〒925-0154 石川県羽咋郡志賀町字末吉新保向10-2
TEL 0767-32-5551
- アクアパーク シ・オン
TEL 0767-32-8555 FAX 0767-32-1118
- みちの駅 旬菜館
TEL&FAX 0767-32-4831



行政書士制度の 更なる発展に向けて

石川県行政書士会
会長 茅野 勇 平

新年明けましておめでとうございます。

平成17年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。平成17年が石川県行政書士会会員の皆様にとって素晴らしい年となります様、まずもってご祈念申し上げます。

平素は、石川県行政書士会の運営に並々ならぬご理解ご協力を賜り、衷心より有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、昨年11月には「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が成立いたしました。世にいうADR基本法であります。この法律は、成立後2年6か月を超えない期間内で施行されるといいます。現下の情勢では、残念ながら行政書士にはADR代理人資格が付与されないようではありますが、この法律が施行されるまでの間にADR代理人資格が付与されますよう努力を傾注致したいと存じます。日本行政書士会連合会では、ADR手続の主宰者としての活動を通じて、行政書士がADR代理人資格を付与されるのに必要な実績を積み増したいと考えています。本年早々にも日行連でADR機関を設立しますが、我が石川県行政書

士会においても日行連と連携し、ADR機関の設立に向け取り組みたいと考えております。

昨年の10月から11月にかけて、内閣府規制改革・民間開放推進室が「全国規模の規制改革・民間開放要望」を集中受付を致しました。日行連では、「商業・法人登記の行政書士への開放」を要望していたところでありましたが、法務省はこれを認めない旨の第1次回答が昨年なされております。これを受けて内閣府規制改革・民間開放推進室は、本年1月7日付けで「行政書士は、定款作成・認証などに携わっていること等から、法的知識及び専門的能力が十分備わっているものと考えられる。この点も踏まえ、(行政書士に商業・法人登記の開放をすべく)積極的な検討をお願いしたい。」と、法務省に再検討を要請致しております。これが実現しますと大変喜ばしいことであり、県民市民の権利の保全に大きな前進となることでしょう。

行政書士は、日頃より『街の法律家』として県民市民に最も身近な隣接法律専門職として、県民市民の負託に応える地道な活動、信頼される実績は県民市民から高い評価がなされております。この認識については、誰も疑問の余地の無いところであります。本年の私は、行政書士制度の更なる発展を期し、石川県行政書士会会員の皆様のご繁栄のため、微力ではありますが渾身の力を振り絞り、その実現に取り組んでまいりたいと存じます。

会員諸先生方には、なお一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。平成17年の年頭のご挨拶といたします。



揺るぎない制度構築を目指して

日本行政書士会連合会
会長 宮内 一三

平成17年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より茅野会長をはじめ石川県行政書士会の皆様方には、日本行政書士会連合会の事業運営に対し、ご理解、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、我が国はIT化の進展、規制改革、行政改革、司法制度改革等による社会経済の構造改革を推し進めており、複雑多様化する社会の中で、行政書士を取り巻く環境も大きく変化しております。

昨年11月には「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」いわゆるADR基本法が成立し、ADRにおける基本理念及び国等の責務が制定されました。

また、行政書士へのADR代理人資格付与については将来課題とされ、主宰者等としての実績等を見極めて再度検討することとなりました。本会ではこれを踏まえ、日行連としてはADR手続実施者としての実績を積むべくADR機関を設立し、主宰者として活動することに向けた取り組みを開始します。

全国各地で活動をしている3万8千余名の行政書士は、日頃より「街の法律家」として

国民生活に密着した最も身近な相談窓口となっている実態からも、今後ともADRにおける紛争当事者の代理人として活動できるよう、法改正を目指して参ります。

また、昨年6月に成立した綜合法律支援法への対応も重要なテーマです。同法の趣旨に照らし、我々として何が求められ、どのような形で貢献できるか、十分研究・検証を進め、平成18年度発足の日本司法支援センターの設置に対する協力体制の確立にも積極的に取り組む必要があります。

このような変革期にあつて、行政書士制度の充実強化を図る事務所の法人化をはじめとする改正法が昨年8月1日に施行されるなど、我々行政書士にはこれまで以上に自らの資質向上に努め、その責務を果たすことが求められています。

そして、行政書士が司法制度改革の中で隣接法律専門職種としてその職責を果たし、行政手続きの円滑な推進と国民の利便性向上に役立てていく上で、必要な知識と能力を担保することが極めて重要であるところから、先に研修センターを設置し、司法研修、知的財産権研修及び法定業務研修を実施しているところですが、新たにADR手続実施者を視野に入れた能力担保措置が求められています。

更に、行政手続きに対する提言や高齢化社会に向けた対応等を通じ、社会への貢献責任も果たしていく必要があります。

本年もなすべきことは数多くありますが、更なる揺るぎない行政書士制度の構築を目指すためには、連合会と単位会が一体となって、制度の充実と安定的な業務の推進を目指し、より一層の協力体勢を築いていく必要があると考えております。

石川県行政書士会の皆様方におきましては、更なるご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、最後になりましたが、皆様方の益々のご活躍、ご発展を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



年頭のあいさつ

石川県知事
谷 本 正 憲

新年あけましておめでとうございます。石川県行政書士会の会員の皆様方におかれましては、晴れやかに新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

昨年には、行政書士事務所の法人化を可能とする行政書士法の改正が行われ、皆様方の活動基盤の強化が図られたところであります。行政書士を取り巻く環境が変化する中、皆様方のたゆまぬご努力により、行政書士制度が着実な発展を遂げられ、今日の社会において、確固たる地位を築かれたことは、ひとえに行政書士会並びに会員の皆様方が業務に精励され、地域住民の信頼にこたえてこられた賜であり、改めて敬意を表します。

さて、昨年は、能登空港が開港1周年を迎え、年間を通して79.5%という予想を超える高い搭乗率を達成することができました。一方、小松空港では、11月から新たに成田便、上海便が就航することとなり、国際化への取り組みが大きく前進しました。そして、年末には、県民の長年の悲願であった北陸新幹線の金沢までのフル規格による着工が決定しました。本県にとっては、「交流時代」の幕開け

となった1年でした。

本年は、平成の市町村合併の最終年を迎えます。昨年の「かほく市」、新「七尾市」の誕生に続いて、「白山市」、「能美市」、「宝達志水町」、「中能登町」、「能登町」、及び新「志賀町」が新たに誕生します。まさに、地域のことは地域自らが考え判断し、実行し、責任を取るという地方分権時代が確実に到来しつつあります。こうした中、「個性」、「交流」、「安心」の三つをキーワードに、地域の資源を見つめ直し、磨きをかけて全国へ発信するとともに交流人口の拡大を図る、そして、小子高齢化対策、食の安全、治安・災害対策などの安全・安心の確保など、本県の実情に応じた施策を積極的に進めてまいります。

県財政を取り巻く環境は、過去の景気対策に伴い発行した県債償還の本格化、介護保険など扶助費の増加、そして、本年度の実質交付税の削減により、更に厳しさを増していくものと思われれます。今後とも、行財政改革を着実に推進しながら、県民ニーズを的確に把握し、選択と集中による施策の重点化、量から質、ハードからソフトへの転換を図り、知恵と工夫により、県政の執行に全力を注いでまいり所存であります。

皆様方におかれましては、住民の利益保護という職務の重要性と公共性を十分にご認識いただくとともに、住民のよき相談相手として、また、地域の法律家としての一層のご活躍を期待申し上げます。

石川県行政書士会の益々のご発展と、会員の皆様方のご多幸を祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。



行政書士 街の法律家へ

副会長 宮川 外 茂 次

あけましておめでとうございます。

新春を迎えるにあたり皆様のご多幸とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

近年行政書士の環境は、代理権付与など幾つもの行政書士法改正がされ具体的には「外国人の在留資格に関する手続き」や「知的所有権の登録手続き」、「契約書作成の代理」それに自動車の「解体業許可や破碎業許可」など新たな許認可業務が生まれまわっています。また、毎年10月に実施している「行政書士制度強調月間」での無料相談会で300件を超える相談があります。何れも行政書士が制度としてまた社会的にも認知されてきたことと言え、市民生活における様々な問題の解決に私ども行政書士を求めようとなってきたものと言えます。私たち行政書士は、新たな顧客ニーズに的確に答えることができる知識と能力を身につけ顧客に満足を提供することが社会的にも評価を受けることになることを確信し自らの能力を高めたいものです。

他方昨年は、「裁判外の紛争解決手段(ADR)」への参入について、今国会では先延ばしされ極めて残念な結果となりました。しかし、日ごろ地域で身近な「街の法律家」として努力を積み重ねている成果は「隣接法律専門職種の手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討」されることになると思っています。

規制緩和、司法制度改革が進み今後行政書士や弁護士その他の士族が大増員することが予想され、かつて土業間の垣根が低くなって事務所経営が厳しくなると思いますが、その対策の1つとしてこれまでの「白い紙に何かを書いて稼ぐ」から「知識や能力を発揮して稼ぐ」に転換する道があります。他の法令に禁止がある場合を除けばすべて行政書士の業務です。商売や市民生活をしていく中で顧客から依頼を受ける経済活動は沢山あると思います。「代書屋」から「法務サービス業」へ、知識や能力を発揮して稼いでいただいているそんな行政書士への転換が求められています。

この流れに的確に乗り社会的期待に応える行政書士事務所を目指すことを新年の誓いとし、皆様にとっても飛躍の年になることをご祈念いたします。



自然は吠えた！今年は!!

副会長 倉 本 守

昨年は、6月～10月にかけての台風、集中豪雨、猛暑、そして10月23日に震度7を観測した新潟県中越地震と大きな災害が立てつづけであった。しかし土砂に埋まった車から4日ぶりに救出された皆川勇太君の救出劇には胸を撫で下ろした。

このような大災害はこれまでかと思いきや12月26日、スマトラ沖地震津波はインド洋周辺で犠牲者150000人を超えるというから荒ましいものだ。小生北陸自動車道が開通する以前に冬の親知らず海岸道をバス旅行中に左から高波を冠った、といふより、高波と側面衝突した時のことを思い出す。

網棚の荷物が散乱し、分厚い乗降口のドアが大きくそり曲がって以後冷たい風が入り込む暖房の効かない寒い寒いバス旅行だった。

今回の津波は、波というより、低いビルの高さの水面がジェット機並みのスピードで押寄せて来た、というのだから、ひとたまりもなかったであろう。

台風にしても地震津波にしても自然災害であり、自然の力の凄さをありありと思い知らされた一年であった。

しかしこれらは自然災害であってすべてさけられなかったであろうか。台風は通常北緯5～15度付近に発生する熱帯低気圧であるとされるが、今年の発生源は10度以上南が殆どなく大半が10度以北で発生している。

11号なんかは北緯20度より北で殆ど日本近海で発生している。近海で発生すれば上陸の可能性は高くとも高くなり昨年の上陸台風は最多の10個というのはうなずける。この異常な気象は地球温暖化によるものだと多くの学者や解説者が言っているし小生も同感である。京都議定書が本年2月に発効の見通しというが、二酸化炭素最大の排出国、米国が未だに批准していないのは、残念なことである。その理は民間企業にとって厳しすぎるという事だと言うが、ちょっと我がまますぎないだろうか。例えば適かどうかは分からないが、昨年10個の台風で人的被害以外の被害総額が1兆2000億円と内閣府は試算しているというが、仮にこの被害がすべて地球温暖化現象に起因するとしたら以後1兆円余りの被害額この地球上のどこかで特に日本近くで起きることも十分に予測できる。比較には多少無理もあろうか決して少ない額の予測ではなく、むしろもっと莫大な損失額になることと思う。このほかに海流、海

温度等の変化による自然破壊の原因となる。

地震の起きるのは防ぎようはないが、地震防災システム等の導入により、被害を小さくすることは可能である。インド洋周囲には全く備えがなく、被害が大きくなったのは残念なことであった。かけがえない地球、広い視野で眺めて大切にしたいものである。

8月にはアテネオリンピックでの日本選手の好成績、メジャーリーグでの松井秀喜、イチロー両選手の大活躍等明るいニュースも多い一年であった。

丁度1年前、鳥インフルエンザが79年ぶりに発生したが、今年は素晴らしい明るい酉年であることを祈るばかりです。



司法改革とIT時代に即応した行政書士に変身? 副会長 太田 勉

新年あけましておめでとうございます

行政書士業務はパソコンの前でするもの、これが当たり前になってしまった。また国土交通省等が、本年からは、石川県で電子申請が始まったのである。紙をなくしてインターネットでの申請、電線を伝って書類が届き受け付けされるのが本当に便利! 役所へ行くのがおっくうな私には最高です。ところが機器、ソフトなどのご機嫌が悪いとどうにもならないことがあり、たった1件の申請が数時間に及ぶこともある。これをどう報酬に反映させるのか?

当然に今までの白い紙に黒い字を書いて“いくら”という訳にはいかなかった。次に来る司法改革のなか、ADRにも参加し、これを業務としなければならない。となれば紙を何枚書いての請求ではなくて“知恵を出して、汗かいたらいくら”こういう請求にしなければならない。そうすれば当然に行政書士は知恵を備えなければならない。

建設業界はもとより各種業界の景気低迷が続き、廃業、倒産などにより“白い紙に黒い字を書いていくら”という許認可申請業務は激変することになるのか? 著作権の登録手続契約書作成の代理、裁判外の紛争解決(ADR)などと言った職域を拡大するには、行政書士の能力向上とワンセットとならうか。そしてこれに対応すべき行政書士に変身しなければならない。行政書士各人の能力により“知恵を出して金をもらおう、汗をかいて金をもらおう”しかるに“紙に書いて金をもらおう”ということから変身のステップを踏まなければならない。今後、不況により人件費の削減などから企業のアウトソーシングが進み、許認可申請業務が、またその企業が直面する紛争問題等を受注する機会が増えると思われる。先の行政書士に変身して、アウトソーシングする企業を丸抱えできるだけの知恵と度胸を備えたいものである。最後ですが、皆様のご多幸とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。



今年も前進 副会長 浅井 廣史

新年あけましておめでとうございます。

昨年は自然災害の多い年でした。まさかまさかの内にとんでも無い事になることを経験しました。やはり自然は大きく、我々の予測を寄せ付けませんでした。予測と言えは我々のたつての願いであった行政書士のADR(裁判外紛争処理)参入は、基本法成立の過程で厳しい評価を受けましたが、思えばこの件に関しては大いに予測できるものでした。我が国の経済が発展し、社会が複雑になるに従って、私的紛争が増大する事は必定です。これに対処するためには、裁判所だけでは足りず、私的紛

争処理機関が必要でしかもそれに権威づけが為さなければなりません。更に、紛争処理の担い手が多く必要でしかも紛争処理者としての国民的合意が必要です。言い換えれば権威が必要です。国は司法制度改革の一環として司法試験合格者を現在の3倍の3000人(年間)を予定しています。これからは権威のある法律家が多く排出されます。この法律家が紛争解決の中核といえますが、それだけでは足りず、為に紛争のパターンが一定のものはその道の専門家に一時的に紛争解決される。これが、いわゆるADRの趣旨ではないかと思えます。以上の観点から我々行政書士のADR参入を考えることが必要であります。行政書士はADR参入に若干後れをとりましたが、今回の基本法成立の過程を大いに反省して、国民に納得してもらえぬ紛争処理者として何が求められているかを理解し、臆せず、恐れず、堂々と、行政書士は行政書士として、弁護士の下請けでなく、より高い専門性に磨きを掛け、国民の負託に応えなければならないと思えます。その為今年も全力で会長を支え行政書士の発展に寄与したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

最後になりましたが、今年が会員の皆様にとってすばらしい年であることをお祈り申し上げます。

各部長挨拶



ADR基本法への私思

総務部長 的場晴次

昨年の臨時国会でADR基本法が成立しましたが、残念ながら行政書士がADRに代理人として参加することが認められませんでした。理由は幾つか考えられますが、基本的な問題として私たち自身の法律家としての認識が余りにも低すぎることに有ると思います。

特に、法律家としての倫理観の欠如は致命的であったと思われます。例えばインターネットのウェブ上に溢れている行政書士の業務紹介には、他士業の領域にもかかわらず恰も行政書士の業務であるような説明が数多く見受けられます。或いは他士業の法律で禁止されている業務にもかかわらず、本人申請で行なえば合法であるかのような説明には、法令を遵守すべき法律家としての行政書士にあるまじき行為であると言わざるを得ません。

過去に「政治家に倫理を求めるのは八百屋で魚を求めるようなもの」と発言した政治家が世の中の響感を買いましたが、行政書士も「街の法律家」ですと公言するのであれば、それに相応しい倫理観を持つべきであろうと思います。

年頭からの苦言となりましたが、石川会の会員各位におかれましても、行政書士倫理綱領を再度熟読玩味していただき、市民から信頼される「街の法律家」として評価されることが、ADR参入の近道であることを是非ともご理解いただきたいと思います。



年頭挨拶

経理部長 荒谷慶一

新年おめでとうございます。

昨年は国内外とわず度々の大水害・大地震・多くの台風上陸等々自然災害が多発し、多数の尊い命が無くなった。誠に痛ましい限りです。温暖化のもたらす環境への影響は、計り知れないものがあるようだ。幸い我々の住んでいる石川県は他から見れば被害も少なく喜んでいます。この季節、里でゴルフ山ではスキーと楽しい日々が続けば何よりだが今年はどうか？

ちなみに貧百姓の私は、自給自足を目指して少々の農作物を手掛けているが、度々の台風で収穫までに至らずあえなくダウン。散々な1年でした。何とか今年は自然災害の無い良き年であることを願わずにはおられない。又会員諸氏の益々のご発展を祈念し年頭の挨拶とします。

なお、新年早々のお願いで申し訳ないが、会費未納の会員諸氏にはご理解をいただき速やかな会費納入をお願いいたします。



平成17年の年頭にあって

業務指導部長 西山 忠

年頭にあたり、昨年を振り返ると、あわただしく駆け足ですぎ去ったと強く感じた1年でしたが、会員の皆様におきましては、いかがでしたでしょうか。

さて、業務指導部では、昨年度、次の2点を目標にして業務を行いました。

- 1つは、将来のADR・司法参入に備えること。
- 2つは、著作権を行政書士の業務分野に定着させること。

このうち前者について、未だ目標とした成果を得ることができないのは遺憾に思いますが、引き続き継続して能力担保のために努力するほかないと考えています。

また、後者については、当会において40名の著作権相談員が誕生し、我々行政書士が対外的に名乗りを上げたといえる年でした。

さらに、今後も重要な法改正が次々と控えており、これに備えて日々の研鑽を怠ることはできません。

業務指導部としても、最善を尽くしますので、会員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。

年頭にあたって

広報部長 河越俊雄



新年、明けましておめでとうございます。

昨年は、皆様のご協力のもと、行政書士無料相談会を成功させることができました。相談件数も一昨年に続き、323件もの相談がありました。この相談会が大分定着した感があります。しかし、行政書士が多く的一般市民に知られているかといえば、まだまだかもしれません。一発花火的に10月の強調月間に集中ばかりでなく、年間を通じてPRが必要ではないかという意見があります。広報部では、今、毎月1回の無料相談会等について検討しています。

さて、3月25日より日本で35年ぶりに愛知県で万国博覧会が開催されます。モリゾウとキッコロをイメージキャラクターに自然と環境をテーマにした博覧会です。前売券を買い、今から楽しみにしています。この愛知万博を通じ愛知県行政書士会では、愛知万博用に日本を紹介した英語のガイドブックを作りました。その中の行政書士のページでは、あえて訳さずにGyoseisyosiとして紹介されています。行政書士の名を海外に向けて発信するそうです。皆様も愛知万博を訪れてみてはいかがでしょうか。

一年を振り返り

監察部長 中川 大



新年おめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

昨年一年を振り返りますと、私にとって、感慨深い年となりました。

1つは我が家に長男が誕生しました。出産後は仕事そっちのけでフル回転でした。

2つ目は仕事関係で、平成13年秋頃より相談に乗っていたAさんの一件がようやく解決に向かいました。話せば長いのですが、ある男女に金を騙し取られた事件でした。早速、内容証明郵便を出したところ、相手方は一方は破産を申し立て、もう一方は行方不明でした。公正証書による強制執行をかけるにもさしたる財産はなく執行不能。さて、どうしたものかと思案し、破産債権者として免責の異議を申し立てましたが、免責不許可事由に該当しないとして覆せませんでした。

Aさんは絶対許せないと言って引き下がりません。弁護士と相談し訴えを起こしました。本人尋問では上手く話せず相手方から突っ込まれますが、詐欺事件で公正証書契約を交わしていながら、見事一審で勝訴しました。控訴審では、裁判が長すぎるとして自ら和解を申し立て、請求額の半額で成立しました。

一方、刑事ではようやく警察が捜査に乗り出し、行方不明だった相手方を逮捕。Aさんは執行猶予付きの判決を望んでいましたが、勾留期限直前で示談、昨年末に不起訴処分と相成りました。

この事件に係わって丸3年。Aさんからの年賀状は4枚を数え、費やした時間の分、多くを学び考えさせられました。行政書士の将来が悲観と期待を繰り返す中、我々の存在意義を一步一步踏み出して行きたい、私はそう思います。

それでは、皆様とご家族に良い年でありますように、ご健康と商売繁盛を祈念いたします。

望ましい行政書士の未来像について

法規企画部長 端井義之



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、心新たに希望に満ちた新春を迎えられたことと存じます。

さて、行政書士法第1条の2第2項に規定する行政書士の業務範囲の行政解釈によると、行政書士が遺産分割協議書を作成し、相続の相談にのると最後には相続登記が必要になるが、その相続登記申請は、司法書士の業務である。また、農地を宅地に転用して売却する手続を司法書士に頼もうとしても、転用許可申請は、行政書士の業務であり、地目変更登記申請は、土地家屋調査士の業務となり、顧客は、司法書士と土地家屋調査士、行政書士の3者に依頼しなければならない。しかし、農地転用可申請や地目変更登記申請が司法書士に無理だというほど難しく専門性が高い業務ではない。会社の定款作成は行政書士の業務であって、司法書士の業務とする規定は見あたらない。現実には、司法書士が定款を作成していると言われている。それなら行政書士が会社の定款作成や遺産分割協議書の作成に付随する業務として、登記申請をするのも認めるべきものと思われる。こうした「士」業による垣根が国民にもたらす不便の方こそ重視すべきであると思います。

少なくとも、今挙げた例のように本来の業務を遂行するときに、併せて顧客の利便のために関連する業務を行なうことは、それが他の士業の独占業務であってもできることに改正すべきではないかと思われます。

今時の規制緩和、司法改革の中で、日行連は、日政連と連携し、行政書士が、真の街の法律家として活動できるよう業務範囲の見直し、資格間の相互乗り入れについて法改正実現のための運動を展開してもらいたいと思っております。

知事新年互礼会開催

新年1月2日(日)午前10時30分より金沢ニューグランドホテルに於いて、石川県知事谷本正憲連合後援会新年互礼会が盛大に開催されました。石川県行政書士会から茅野会長、浅井、倉本、宮川各副会長、河越、西山、中川各部長が参加しました。



平成16年度行政書士試験を終えて

石川県試験会場責任者

石川県行政書士会 副会長 宮川 外茂 次

平成16年10月24日全国一斉に「平成16年度行政書士試験」が実施されました。

日行連が主体となって設立した財団法人行政書士試験研究センターが各地で実施したもので、当会でも日行連と試験センターからの協力要請をうけ7月下旬から準備を進めました。金沢高等学校が試験会場となり当日は金沢、小松、七尾の各先生の協力で無事終了することができました。なお、試験終了後さっそく日行連と試験研究センターから試験実施協力に対し感謝の意がありました。

昨年度は受験者の増加にも拘わらず合格者は16名(合格率2.3%)となった影響で今年度の受験者は大軒に減少するかとも思いましたが、昨年受験者に次ぐ771名の出願となりました、今年度は新潟中越地震直後で騒然とした時期での試験日で受験率も心配しましたが天候にも恵まれ85%を超え全国平均を上回るなどまずまずとなりました。

試験研究センターの試験(石川会場の実質運営は当会会員)は今回で5回目となり、会場の金沢高校は今回で3年連続となったことによる慣れに加え、運営スタッフとして5回連続でご協力くださっている会員の経験の蓄積や近年合格で入会間もない会員の(受験者としての)アドバイスがあるなど、毎回試験実施マニュアルが改良されてきており今回も朝から夕方の回答用紙発送まで大変スムーズに進めることができ、本年度行政書士試験を滞りなく実施できたことを報告いたします。

試験実施運営スタッフとしてご協力いただきました47名の皆様、寺田支部長会長をはじめとする各支部長並びに金沢支部、小松支部、七尾支部の会員各位にこの場をお借りして感謝申し上げます。また、新年となりました今年10月23日恒例の行政書士試験が実施される予定ですので協力の程よろしくお願い申し上げます。



行政書士試験
合格者が倍増

今年度の県内の行政書士試験の合格者が三十四人となり、過去最低の四人にとどまった昨年より倍増したことが分かった。県や出題した行政書士試験研究センターを下のった。

の問題が難し過ぎたため、今年度から平易化したことが影響したのでは「ないか」としている。

【北國新聞】平成17年1月14日

県内合格率5.1%
04年度行政書士試験
1004年度の行政書士試験合格者が三十四人、合格率は前年を2.9倍上回る5.1%だった。受験者数は六百五十七人。

【北陸中日新聞新聞】平成17年1月14日

●平成16年度 行政書士試験/都道府県別試験結果一覽

(単位:人)

試験地	申込者数	受験者		合格率	
		受験者数	受験率	合格者数	合格率
北海道	3,229	2,745	85.01%	109	3.97%
青森県	451	389	86.25%	16	4.11%
岩手県	523	434	82.98%	10	2.30%
宮城県	1,699	1,459	85.87%	79	5.41%
秋田県	421	348	82.66%	8	2.30%
山形県	474	403	85.02%	8	1.99%
福島県	849	698	82.21%	20	2.87%
茨城県	1,262	1,066	84.47%	31	2.91%
栃木県	1,111	943	84.88%	44	4.67%
群馬県	1,515	1,265	83.50%	40	3.16%
埼玉県	4,696	3,983	84.82%	206	5.17%
千葉県	3,827	3,204	83.72%	193	6.02%
東京都	19,440	15,908	81.83%	1,138	7.15%
神奈川県	5,858	4,884	83.37%	290	5.94%
新潟県	1,149	751	65.36%	33	4.39%
富山県	637	512	80.38%	17	3.32%
石川県	771	657	85.21%	34	5.18%
福井県	359	309	86.07%	24	7.77%
山梨県	505	425	84.16%	13	3.06%
長野県	1,137	964	84.78%	27	2.80%
岐阜県	1,029	872	84.74%	26	2.98%
静岡県	2,121	1,766	83.26%	69	3.91%
愛知県	5,962	5,121	85.89%	300	5.86%
三重県	960	799	83.23%	25	3.13%
滋賀県	935	794	84.92%	43	5.42%
京都府	3,019	2,576	85.33%	181	7.03%
大阪府	7,402	6,256	84.52%	340	5.43%
兵庫県	4,988	4,292	86.05%	257	5.99%
奈良県	1,028	858	83.46%	49	5.71%
和歌山県	573	501	87.43%	17	3.39%
鳥取県	263	216	82.13%	4	1.85%
島根県	430	361	83.95%	10	2.77%
岡山県	1,431	1,241	86.72%	56	4.51%
広島県	1,792	1,481	82.65%	70	4.73%
山口県	727	632	86.93%	20	3.16%
徳島県	481	391	81.29%	18	4.60%
香川県	784	662	84.44%	34	5.14%
愛媛県	811	677	83.48%	30	4.43%
高知県	399	335	83.96%	14	4.18%
福岡県	3,925	3,325	84.71%	152	4.57%
佐賀県	596	515	86.41%	13	2.52%
長崎県	613	502	81.89%	12	2.39%
熊本県	976	829	84.94%	41	4.95%
大分県	531	432	81.36%	16	3.70%
宮崎県	583	494	84.73%	11	2.23%
鹿児島県	981	835	85.12%	33	3.95%
沖縄県	670	573	85.52%	15	2.62%
合計	93,923	78,683	83.77%	4,196	5.33%

平成16年度 行政書士制度無料相談会報告

広報部長 河越 俊雄

1. 行政書士制度強調月間の実施

実施期間 平成16年10月1日より10月31日

電話による無料相談 「行政書士110番」を開設

10月1日～10月3日
(午前10時より午後4時)
石川県行政書士会事務局



各支部6会場における「行政書士無料相談会」を実施

		電話 相談	各支部の面談による無料相談会					受付件数 合計
			金沢	小松	加賀	七尾	輪島	
権利義務・事実証明関係	遺言・相続(登記・税務対策を含む)	44	78	8	2	2	8	142
	各種契約(贈与、売買、請負、委任、消費、賃借等)	11	19	1	1		1	33
	定款、内容証明、会計記帳等	1	7	1			1	10
	不動産関係(登記・境界等)	22	16	1		1	1	41
	戸籍関係(結婚、離婚、養子縁組等)	6	7	1	1			15
	その他	23	15	4		4		46
許認可関係	許認可申請手続(建設、風俗営業等)	1	6					7
	法人設立	1	6			1		8
	土地開発							
	農地転用	1	5					6
	入管関係	1						1
	自動車登録(車庫証明)	1	4				1	6
	その他	4	2			1	1	8
受付件数合計		116	165	16	4	9	13	323
昨年の件数		139	154	10	6	14	7	330

各支部による無料相談会(面談)の開催場所及び日程

【金沢支部】

10月2日(土) ジャスコ杜の里 (金沢市もりの里) 10月3日(日) 平和堂アルプラザ金沢 (金沢市諸江町)



【小松支部】

10月2日(土) 平和堂アルプラザ小松



【加賀支部】

10月2日(土) 加賀市市民会館



【七尾支部】

10月2日(土) 平和堂アルプラザ鹿島 (鹿島町)



【輪島支部】

10月3日(日) ファミィ (輪島市)



(いずれも午前10時から午後4時まで)

無料相談件数の推移

	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度
行政書士110番(電話)	116	139	105	112	68
支部無料相談会(面談)	207	191	99	133	51
合計	323	330	204	245	119

市町村広報誌掲載依頼

各市町村広報誌に「行政書士無料相談会」の案内について掲載を依頼した結果、次の市町村について掲載されました。

	掲載された市町村	掲載数		未掲載
		今年	昨年	
金沢支部	松任市、野々市町、美川町、かほく市、鶴来町、鳥越村、尾口村	7	10	6
小松支部	小松市、辰口町、根上町、寺井町、川北町	5	3	0
加賀支部	加賀市、山中町	2	1	0
七尾支部	七尾市、中島町、能登島町、鹿島町、鳥屋町、鹿西町、羽咋市、押水町、志雄町、志賀町、富来町	11	10	1
輪島支部	輪島市、門前町、穴水町、能都町、柳田村	5	5	0
珠洲支部		0	0	2
	合 計	30	29	9

◎津幡町は、広報誌の代わりにケーブルテレビによる告知をしてもらった。

新聞広告の掲載

(1) 北國新聞

10月1日付全15段(1面広告)

広告協力会員(109名)の氏名、電話番号を掲載するとともに「行政書士無料相談会」の実施日、開催場所及び「行政書士強調月間」についてPRした。

(2) 北陸中日新聞

10月1日付半5段(1面の1/3の半分)

「行政書士無料相談会」の実施日、開催場所及び「行政書士強調月間」についてPRした。
(今年度より実施)

テレビコマーシャル

9月26日から10月3日の間に無料相談会及び行政書士をPRするためテレビコマーシャルを流した。

テレビ金沢15秒スポット 17本 石川テレビ15秒スポット 24本

パブリシティ(無料記事の掲載、報道)

9月21日 石川県庁記者クラブへ行政書士を紹介した広報用パンフレットを持参し、報道各社へ取材を依頼した。

9月24日 新聞社、ラジオ局、テレビ局各社を直接訪問し、取材を依頼した。

各報道機関に取材依頼をした結果、次の通り報道された。

	報道機関	内 容
新聞	北 國 新 聞	10月3日の朝刊に電話による無料相談会とジャスコ杜の里での無料相談会についての記事が掲載された。
	北陸中日新聞	10月2日の朝刊に電話による無料相談会についての記事が写真入りで掲載された。また各支部の無料相談会の開催場所、日程が掲載された。
テレビ	MROテレビ テレビ金沢	10月2日のジャスコ杜の里店での無料相談会について、2社からの取材があり、昼や夕方のニュースで計4回報道された。 (テレビ金沢3回、MRO1回報道された)

また、次の報道機関により「行政書士無料相談会」の開催について、記事の掲載、番組の出演及びインフォメーションをしてもらった。(無料)

	報道機関	内 容
新聞	北 國 新 聞	9月26日と9月30日の朝刊に行政書士無料相談会の開催場所、日時等のお知らせの記事が掲載された。
	北陸中日新聞	9月30日の朝刊に行政書士無料相談会の開催場所、日時等のお知らせの記事が掲載された。9月26日の朝刊に今週の電話相談コーナーに掲載
テレビ	石川テレビ	10月1日「情報招きネコ(午前10:45～11:15)のなかで40秒間、インフォメーションしてもらった。9月27日～10月1日正午前のお知らせのコーナーで無料相談会の告知してもらった。
ラジオ	MROラジオ	9月3日「午後は本多町3丁目」のなかで生出演し行政書士のことや無料相談会についてPRした。午後2:30から10分間(出演 茅野会長、太田副会長、河越広報部長、中川監察部長)
	F M 石 川	10月1日行政書士無料相談会について「Just in life」のなかでインフォメーションしてもらった。

無料相談会案内チラシの配布

金沢支部	無料相談会の案内チラシ(139,000枚)を町会連合会を通じ、金沢市内の全世帯に回覧板により配布した
小松支部	無料相談会の案内チラシを小松市役所、川北、辰口、寺井、根上各町役場に配布(500枚)
加賀支部	無料相談会の案内チラシを加賀市、山中町に配布(500枚)
七尾支部	無料相談会の案内チラシを七尾市、羽咋市他10の町役場に配布(1,500枚)
輪島支部	無料相談会の案内チラシを輪島市他4の町村役場、支所、商工会、土木事務所、大型店舗に1,500枚配布

総 評

今回の無料相談会では、323件の相談を受たが、昨年に比べ7件減少した。今年度は、会場を1ヶ所減らし、また司法書士会等が各地で無料相談会を数多く実施していることもあり、ある程度の減少が予想された。

今回は電話による無料相談が23件減少したが、金沢支部、小松支部、輪島支部での相談件数が増加し7件の減少にとどまった。また、小松支部が相談会場を大型店ですることにより相談件数を伸ばしたのはよかったと思う。

今年の無料相談会も大成功であったが、相談内容は年々多種多様にわたり、内容も高度化するなか、相談員は知識ばかりでなく、慣れや経験も必要となってくる。

多くの方が相談会に参加され、それぞれの専門分野を駆使することにより、より複雑な相談にも対応していければと思う。

MROラジオ スタジオ録音風景

9月30日(木)午後2時30分より茅野会長、太田副会長、河越広報部長、中川監察部長がMROラジオ「午後は本多町3丁目」に生出演し、行政書士についてや無料相談会についてPRしました。

パーソナリティは長田哲也、上坂典子アナウンサーでした。アナウンサーの予期せぬ質問に緊張しながらも、無事収録をすませることができました。



行列ができる無料相談会

平成16年10月14日、香林坊大和8階特設会場において、石川県士業団体協議会主催の無料相談会が開催された。参加した士業団体は、行政書士会、弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会、税理士会、公認会計士会、社会保険労務士会、不動産鑑定士会、弁理士会であった。相談件数は105件と昨年の68件を大きく上回った。行政書士会では、4名が相談員として参加し、連帯保証人、車の名義変更、帰化、財産分与、交通死亡事故の5件の相談を受けた。

	相談員数	相談件数		相談員数	相談件数
弁護士会	7	48	公認会計士会	2	4
司法書士会	4	16	社会保険労務士会	2	4
土地家屋調査士会	4	13	不動産鑑定士会	3	3
税理士会	1	12	弁理士会	3	0
行政書士会	4	5	合計	30	105

パブリシティ 新聞報道されました！

県行政書士会は十月一日に電話相談「行政書士一〇番」076(268)9110、午前十一時四十分を開設するほか、同二、三日に県内六カ所で無料相談会を開く。

十月の「行政書士制度強調月間」にちなんだ取り組み。相談内容は相続や遺言、会社設立、飲食店営業、国籍取得、電子定款認証の代行など行政書士の関係業務全般。昨年は計三百三十件の相談が寄せられた。無料相談会はいずれの会場も午前十一時四十分。

会場は次の通り。

- ▽二日、ジャスコの里店（金沢市）平和堂アルプラザ小松（小松市）加賀市民会館（加賀市）平和堂アルプラザ鹿島（鹿島町）▽三日、平和堂アルプラザ金沢（金沢市）ショッピングプラザファミイ（輪島市）

【北陸中日新聞朝刊】平成16年9月30日

来月に無料相談会
県行政書士会
県行政書士会は、十月の「行政書士制度強調月間」にちなみ、電話や面接による無料相談会を開催する。

電話による無料相談「行政書士一〇番」は、一、二日の午前十時から午後四時まで行われ、金沢市の県行政書士会事務局076(268)9110で受け付ける。面接による無料相談会は、二、三日の午前十時から午後四時に次の会場で開催されている。

- ▽二日、ジャスコの里店（金沢市）平和堂アルプラザ小松（小松市）平和堂アルプラザ鹿島（鹿島町）平和堂アルプラザ金沢（金沢市）ショッピングプラザファミイ（輪島市）

【北國新聞朝刊】平成16年9月29日

行政書士会が無料相談
県行政書士会は、行政書士制度強調月間にちなみ、来月二日から電話や面接による相談会を

【北國新聞朝刊】平成16年9月25日

開催する。法人設立などで官公庁へ提出する申請・届け出書類の作成について助言する。電話による無料相談「行政書士一〇番」は、一、二日の午前十時から午後四時まで行われ、金沢市の県行政書士会事務局076(268)9110で受け付ける。

面接による無料相談会は、二、三日に予定されている。二日は金沢市のジャスコの里店、平和堂アルプラザ小松、平和堂アルプラザ鹿島、加賀市民会館で開かれる。三日が平和堂アルプラザ金沢、輪島市のショッピングセンターファミイとなっている。

相続や遺言など
電話相談数多く
行政書士一〇番
県行政書士会の電話相談「行政書士一〇番」076(268)9110、午前十一時四十分より、相談の代行など行政書士の関係業務全般。三

続や遺言などに関する相談がひっきりなしに寄せられた。三百まで。

十月の「行政書士制度強調月間」にちなんだ取り組み。相談内容は会社設立や国籍取得、電子定款認証の代行など行政書士の関係業務全般。三



行政書士が交代で待機し、専門的な知識をもとに助言した。

二、三日には県内六カ所で無料相談会「一〇番」の会場も午前十一時四十分を開く。会場は次の通り。

- 二日、ジャスコの里店（金沢市）平和堂アルプラザ小松（小松市）加賀市民会館（加賀市）平和堂アルプラザ鹿島（鹿島町）▽三日、平和堂アルプラザ金沢（金沢市）ショッピングプラザファミイ（輪島市）

ひっきりなしに電話のベルが鳴り響いた。金沢市の県行政書士会事務局で

【北陸中日新聞朝刊】平成15年10月2日

相続、遺言に関心
県行政書士会 無料相談会始まる
県行政書士会による行政書士無料相談会は、ジャスコの里店では同会場、金沢支部の二十一人が相多の市民が相続問題などについてアドバイスを受けた。

相談会は十月の行政書士制度強調月間にあわせ

会場には相談者の列ができた。相談会には、平和堂アルプラザ金沢、輪島市のショッピングプラザファミイで開かれる。

【北國新聞朝刊】平成16年10月3日

平成16年度 理事会・支部長会合同会開催

平成16年12月3日(金)午後1時30分から織維会館2階第15研修室において、理事会及び支部長会が開催された。概要は以下の通りです。

構 成 員：25名
出 席 者：24名
議 長：茅野会長
議事録署名人：横川嘉章理事
浦正明理事



1.報告事項

- ①日行連理事会会長報告(茅野会長)
- ②中地協理事会報告(茅野会長)
- ③日行連・中地協連絡会報告(倉本副会長)
- ④各部活動報告
 - ・総務部(的場部長)
 - ・経理部(荒谷部長)
 - ・法規企画部(端井部長)
 - ・広報部(河越部長)
 - ・監察部(中川部長)
 - ・業務指導部(西山部長)
- ⑤各支部活動報告
 - ・輪島支部(八木支部長)
 - ・七尾支部(端井支部長)
 - ・金沢支部(寺田支部長)
 - ・小松支部(京念支部長)
 - ・加賀支部長(横川支部長)
- ⑥その他
九士業団体協議会(宮川副会長)

2.協議事項

- ①経理部
 - ・日行連での経理処理PCネットワークに参加していく。
- ②総務部
 - ・事務員パート1名採用
 - ・地区別協議会開催
 - ・開業セミナー開催
 - ・事務局ワーキングの設置
平成17年度定時総会日程(H17.5月21日予定)
- ③法規・企画部
 - ・会則、施行規則の改正(法人会員に対応)
- ④広報部
 - ・平成17年1月に新聞広告
- ⑤監察部
 - ・年一回の強調月間以外にも無料相談会を開くことを検討
- ⑥業務指導部
 - ・石川県指名願の電子申請受付の現状
 - ・各市町村の指名願を判明しだい会員に報告
- ⑦その他
 - ・ADRに関する検討委員会の設置
 - ・顧問県議会議員との懇談会
 - ・行政書士法制定55周年記念式典
 - ・知事新年互礼会
 - ・日行連新年賀詞交歓会

七尾支部特集

支部紹介 七尾支部

支部長 端井 義之



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には心新たに希望に満ちた新春を迎えられたと存じます。

七尾支部では、10月の強調月間と9月の能登3支部合同研修会についてご報告します。

強調月間では、10月2日(土)アルプラザ鹿島で無料相談会を開催し、9件の相談を受けました。9月の能登支部合同会議については、下記の通り開催されました。

能登3支部合同研修会

日 時：平成16年9月12日(日)
午後2時30分から午後5時30分まで
会 場：和倉温泉 ホテルのと楽
出席会員数：七尾支部10名 輪島支部7名
珠洲支部1名 合計18名
研修内容：「建設業の財務諸表について
(税務申告と経審の関連)」
講師 七尾支部 新保康彦会員
(税理士と兼業)



今回の研修は、講師の新保先生が作成された66枚に及ぶ大部な講義資料により、会計の専門家としての立場から詳細な説明がなされた。質疑応答の時間では、ゼミナール形式で活発な意見交換がなされ、大変有意義な実務研修会でした。講義資料・内容ともに今後の実務に活かせる貴重なものとなると思っております。

研修会終了後午後6時より懇親会が開催され、能登3支部の会員が杯を酌み交わしながら垣根を取り払って、交流を深めた次第です。また二次会では、カラオケで歌い、楽しい雰囲気で大いに盛り上がり、本当に実り多い一泊研修であったと思っております。

今後このような3支部合同研修会には、より多くの会員が誘い合って参加されますようお願いしております。

七尾支部事務所紹介

太田行政書士事務所

事務所：羽咋郡志賀町字長沢イの51番地6



勤める会社が全て倒産

太田 勉

会社の残務整理なんてかっこいいものではないが、その会社の後始末ばかり!おかげで実務が先行して「これが行政書士の仕事なんだ!」とひらめいた。寝ずに勉強して受験、行き先の真っ暗のなかに光明を見だし、昭和54年1月8日に開業して以来もう25年目となりました。

事務所を新築・・・

昨年10月に旧事務所を解体、国道249号をはさんで反対側に事務所を新築しました。自分で設計し、自分の思った通りの事務所となり、行政書士業務に新たな意欲が湧いてくる今日この頃であり、家内と弟のほか2人の補助者とともに頑張っております。



田舎の行政書士業務は、多種多彩?

結婚のスピーチの原稿を巻紙で毛筆縦書で作成の依頼があり、人生相談があり、夜逃げのお手伝いがあり、結婚の相談があつて離婚の相談があり・・・行政書士業務はもちろんそれ以外にも依頼者の手のひらの上で踊っています。でも手のひらの上で踊らされるのが嫌だから頼まれた以上のことをする。プラスαにして依頼者に返してゆく。背中のかゆいところに手が届くような仕事をする。

そんな行政書士がいいと思う。



小林行政書士事務所

事務所：鹿島郡鳥屋町司良川ト部44番甲地



小林 光臣

明けまして、おめでとうございます。
行政書士業を開業して1年6ヶ月になります「小林」です。
開業当初は、畑違いのことも多く苦勞の方が多く各官庁で指導を受ける日々でした。しかし、その中で前職では経験しなかった地域の皆さんの身近な法律問題に関する生の声を聞くことができ、この仕事を第二の人生に選んでよかった～と感ずる日々が続いております。

人生一生勉強をモットーに「より多くの事件への勉強・地域の皆さんとの対話・そのために労を惜しまず身体を動かす」ことが、年金に頼らない老後であると思っています。

今後とも、ご指導の程お願いします。

支部だより



石川行政書士会 金沢支部 平成16年度 活動報告

支部長 寺田 隆

1. 会議の開催

平成16年	4月9(金)	第1回	役員会	・総会の件等
	4月27(火)	第1回	部長会	・総会の件等
	5月9(日)		定時総会	・あわづ温泉 露天のゆ金閣
	6月29(火)	第2回	部長会	・強調月間の打合せほか
	8月6(金)	第2回	役員会	・強調月間の件
平成17年	2月4(金)	第3回	役員会	(予定)

2. 研修会

平成16年	8月28(土)	第1回	研修会	・悪徳商法について・消費者トラブルの解決法
	9月11(土)	第2回	研修会	・相続・遺言について・相続税の基礎知識

3. 行政書士強調月間関連

平成16年	7月9(金)	無料相談会場設置許可願	・ジャスコ杜の里・アルプラザ金沢店
	7月12(月)	各市町村広報誌掲載依頼	
	8月31(火)	金沢市内公民館にちらし配布依頼	
	9月21(火)	PRポスター及び警告プレート設置依頼	
	10月2(土)	行政書士無料相談会開催	・ジャスコ杜の里
	10月3(日)	行政書士無料相談会開催	・アルプラザ金沢店

4. 松任市無料相談会

平成16年	4月8(木)	寺田先生・丁子先生	10月14(木)	片山先生・下出先生・山本先生	
	5月13(木)	上戸先生・小杉先生	11月11(木)	上戸先生・茅野先生	
	6月10(木)	西山先生・山口先生	12月9(木)	片山先生・永倉先生	
	7月8(木)	倉本先生・上田先生	平成17年	1月13(木)	寺田先生・齋藤先生(予定)
	8月12(木)	中川先生・谷口先生		2月10(木)	中川先生・濱田先生(予定)
	9月9(木)	西山先生・勝尾先生		3月10(木)	寺田先生・向井先生(予定)

5. 地区別協議会

平成17年 3月上旬 石川県行政書士会執行部との協議会(予定)

6. その他

平成16年	4月12(月)	会計監査
	10月10(土)	行政書士試験に協力(説明会)
	10月24(日)	行政書士試験に協力(試験)



石川行政書士会 小松支部 平成16年度 活動報告

支部長 京 念 昇

8月の支部研修会・懇談会と10月の強調月間活動についてご報告致します。

まず、8月28日(土)木場潟公園において支部研修会・懇談会を開催しました。研修会では、第1部を土田会員が担当し、「環境と市民活動」をテーマに、主に木場潟の自然環境の現状や課題と、環境の回復に取り組む市民活動について理解を深めました。第2部は京念会員が担当し、「建設業許可申請」をテーマに、共に考えました。



そして、研修会終了後、なだらかな芝生を登ったところでバーベキューをし、普段出会うことのない会員や補助者のご家族も参加され、おいしいビールと焼肉を食しながら、和気あいあいとしたひと時を過ごしました。

次に、10月の制度強調月間活動では、2日(金)、今回初めて平和堂アルプラザ小松において無料相談会を開催しました。また、事前に小松市役所をはじめ、根上、寺井、辰口、川北の各役場に相談会の案内チラシを置きました。当日は12名の相談者が訪れ、小松市以外の町からも相談者が来られました。

さらに、25日には、行政書士制度の一層の浸透を図るため、役員にて各役場の農務課や開発行為関係の窓口を訪問し、ポスターの配布とプレートの設置を確認しながら、業務内容について説明をしてきました。

このように、16年度はバーベキューによる懇親会やアルプラザでの無料相談会など、新たな試みをした年でした。懇親会では沢山の方に参加していただき、お互いの絆を深めう機会となったように思います。また、無料相談会では、行政書士の側からより一歩市民の中へ入り込み、行政書士を広報することができたように思います。

末筆になりましたが、これらの行事にご協力、ご参加頂きましたことを心から感謝申し上げます。



業務研修会 報告

業務指導部長 西山 忠

平成16年度においては、8月より、下記のとおり契約法研修会を開催しました。この研修会は、日行連の司法研修センターより法定業務研修として認定を受けましたのでこの研修会に7回以上出席し、効果測定で所定の成績を得た参加者には、日行連より修了証が交付されることになったことをご報告いたします。(効果測定は、下記の課題を期限までに提出する方法により行いました。)

なお、次年度において研修を希望する業務分野があれば、業務指導部までお知らせ下さい。

(1) 日程及びテーマ

第1回	日 時 平成16年8月8日(日)	場所：地場産業センター 新館4階第11研修室
	研修内容①「売買(種類物)」「契約の成立要件」	出席：82名
	研修内容②「契約の効力(危険負担・同時履行抗弁権)」	
第2回	日 時 平成16年8月21日(土)	場所：地場産業センター 新館4階第11研修室
	研修内容①「売買(特定物)(担保付農地)」「担保責任」	出席：76名
	研修内容②「債権譲渡・債務引受」「責任財産の保全」	
第3回	日 時 平成16年9月4日(土)	場所：地場産業センター 本館1階第1会議室
	研修内容①「債務不履行(損害賠償・解除)」	出席：68名
	研修内容②「贈与」「消費貸借」	
第4回	日 時 平成16年9月18日(土)	場所：地場産業センター 本館2階第2研修室
	研修内容①「債権の担保(人的担保・物的担保)」	出席：71名
	「債権の消滅事由(弁済・相殺他)」	
	研修内容②「賃貸借(動産)」「使用貸借との比較」	
第5回	日 時 平成16年10月16日(土)	場所：地場産業センター 新館4階第11研修室
	研修内容①「賃貸借(建物)(貸地借家法の特則①)」	出席：69名
	研修内容②「賃貸借(宅地)(貸地借家法の特則②)」	
第6回	日 時 平成16年11月13日(土)	場所：地場産業センター 新館4階第11研修室
	研修内容①「賃貸借(農地)(農地法の特則)」	出席：59名
	研修内容②「請負(建設工事請負契約)」	
第7回	日 時 平成16年12月4日(土)	場所：地場産業センター 新館4階第10研修室
	研修内容①「委任」「寄託」「雇用」との比較	出席：55名
	研修内容②「組合(共同企業体協定書)」「和解」	
第8回	日 時 平成17年1月7日(金)	場所：地場産業センター 新館4階第10研修室
	研修内容①「農地転用許可制度(農地法第3、4、5条)」	出席：58名
	研修内容②「建設工事におけるJV制度」	

(2) 講師

第1回～第4回①	金沢大学 法学部 徳本伸一 教授
第4回②～第7回	金沢大学 大学院 法務研究科 松井和彦 助教授
第8回①	石川県 農林水産部 農地企画課・農林政策課 担当官
第8回②	石川県 土木部 監理課 担当官

(3) 課題

賃貸者は、消費貸借、使用貸借とどのような点で異なるか。以下の点に留意して説明せよ。

一、契約の意義、成立要件

効力(債権者・債務者の権利義務)、修了原因

一、上記について特別法による修正



女性行政書士交流会 石川会

一泊研修会を終えて

輪島支部 大森千歌子

平成16年10月22日(金)フローイント和倉において、女性行政書士交流会石川会の一泊研修会を開催いたしました。

研修内容は、来年1月からスタートすることになった自動車リサイクル法について、「自動車リサイクル法の申請について」講師には、大星三千代会員にお願いしての実施でした。これは、新たな業務であり、仕事の幅が広がるということで、皆さん熱心に受講しました。夜は、温泉で身体をリラックスさせた後、懇親会で、皆さん日頃の仕事の問題点や今後の業務への取り組み方など、話し合いながら親睦を深めました。



今回は、新入会員の方々の参加もあり、女性行政書士交流会がますます意義ある会として発展して行く希望が見えて来たように感じました。本当に有意義な研修会であったと思っております。

行政書士会加入の女性の皆さんが、女性行政書士交流会石川会に加入して下さいますように願いながら、一泊研修会の報告といたします。

村田憲泰氏 調停委員に選任



金沢簡易裁判所の調停委員を拝命して

村田 憲泰

この度、石川県行政書士会の推薦を受け金沢簡易裁判所の民事調停委員を拝命し、二ヶ月余が経過しました。行政書士会として初めての調停委員ということで、緊張した中でその職務についております。調停委員の職務内容は民事調停法に定められているように農事調停、商事調停等、民事に関する紛争について当事者の互譲により、条理にかなない実状に即した解決を図るために、当事者双方の言い分を聞き円滑な紛争処理を行うこととありますが、現在、一番多い紛争事案は多重債務者と貸金業者のトラブルであります。私はこの二ヶ月の間に3件の調停事件を担当いたしました。その3件の事件すべてが利息制限法を超えた約定利息で金銭を借り、その返済に追われて正常な社会生活をおくれなくなっている多重債務者と貸金業者との間の特定調停事件です。調停委員は最高裁判所長官から任命される役職であり、その登用に際して金沢地方裁判所裁判官の面接があり、人間として人格・識見、社会人としての一定の経験も求められていると感じました。任命を受けてからは調停委員としての社会的な責任と使命を感じながら日々を送っており、行政書士会とトップバッターとして後に続く皆様の露払いとして頑張りたいと思っております。調停委員の職務についてご質問があれば何なりと私にお聞きいただければと思います。

日行連と中地協各単位会との連絡会 報告

広報部長 河越 俊雄



平成16年11月6日(土)和倉温泉「加賀屋」において、日行連と中地協各単位会との連絡会が開催された。日行連より宮内会長、工藤副会長をはじめ4名が、愛知、岐阜、三重、富山、福井、石川の中部6県より45名が出席した。(オブザーバー13名を含む)当会からは、茅野会長、松原相談役、宮川、倉本、浅井、太田各副会長、的場、荒谷、西山、河越、中川各部長、武内事務局職員の計12名が出席した。

この連絡会では、宮内日行連会長より行政書士のADR(裁判外紛争の解決手続)代理権付与の法制化、また、司法制度参入に向けた研修会の実施など行政書士をとりまく状況と対応についての報告があった。特に日行連のADRについての取り組みについて、弁護士法72条問題を含め詳しい説明があった。

また、この後、中地協各単位会の現状と日行連への要望について、事前に提出された資料をもとにすめられた。例えば、愛知会からは愛知万博の「日本行政」掲載などの広報活動の協力依頼、石川会からは電子申請における行政書士の代理権の行使について各県の状況についての質問など各県の質問、要望について活発な意見交換が行われた。

午後6時30分より懇親会が開かれ、日行連や中地協の方々と親睦を深めた。

中地協各単位会「広報担当者」 並びに「建設業務担当者」会議 報告

広報部長 河越 俊雄

平成16年12月11日(日)三重県志摩郡賢島「賢島宝生苑」において、中地協各単位会「広報担当者」並びに「建設業務担当者」会議が開催された。愛知、岐阜、三重、富山、福井、石川の中部6県より27名の出席により開催された。当会からは茅野会長、宮川副会長、河越広報部長が出席した。

初めに広報担当者会議が開催され、各単位会で実施した行政書士制度強調月間の広報活動について発表した。三重会からテレビ番組の中で「行政書士ききま専科」(1回3分、3回シリーズ)で業務について解説するなどの新しい試みの報告があった。我が石川会は中部の中では相談件数が1番多くその広報活動について報告した。その後、各単位会より事前に提出された資料に基づき意見交換が行われた。

続いて、建設業務担当者会議が開催され、各県における決算変更届の提出状況、許可申請、経営規模等評価申請の代理申請の状況、電子申請の現状について発表し、それに基づき意見交換や情報交換をした。その後、各単位会より事前に提出された資料に基づき意見交換が行われた。

午後6時より懇親会が行なわれ、1日の労をねぎらい、各県の皆様と親睦を深めることができた。



業務資料コーナー

石川県競争入札参加資格審査申請について

これまで、県が発注する建設工事並びに測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格審査申請については、書面による申請書を持参していましたが、県内及び県外業者の競争入札参加資格審査申請(定期、随時申請)及び資格内容変更届について、インターネットによる受付が開始となります。

インターネットで申請を行うことにより、受付窓口に出向く必要がなくなり、会社等のパソコンを利用して24時間(原則)いつでも申請が可能になります。

なお、申請は原則としてインターネットで行ない、やむを得ず書面で申請する場合は、事前に石川県土木部監理課建設係(076-225-1712)まで、電話連絡してください。

■電子申請の対象

電子申請の対象は、県内・県外業者の建設工事並びに測量・建設コンサルタント等業務に係る以下の申請及び届出です。

※物品及び役務等についての入札参加希望者は対象となりません。

- (1)競争入札参加資格審査申請(定期)
- (2)競争入札参加資格審査申請(随時)
(注)業種追加に係る随時申請は従前の書面による申請
- (3)資格内容変更届
 - ①商号又は名称、②所在地(郵便番号を含む)又は電話番号、③代表者、④資本金
 - (注)上記以外の変更届出事項については従前による申請

■申請(届出)受付期間

- (1)競争入札参加資格審査申請(定期申請)
 - ①県内業者 建設工事業者
平成17年2月1日(火)～平成17年2月25日(金)

名称がタ～ノ、ユ、ヨで始まる業者	17年2月 1日(火)～ 4日(金)
名称がキ～ソ、ラ～ワで始まる業者	17年2月 7日(月)～10日(木)
名称がア～カ、ヤで始まる業者	17年2月14日(月)～18日(金)
名称がハ～モで始まる業者	17年2月21日(月)～25日(金)

- ②県内委託業務業者 平成17年3月1日(火)～11日(金)
- ③県外業者 現在受付期間外のため受け付けていません。
- (2)競争入札参加資格審査申請(随時申請)
県内・県外業者平成16年6月1日～平成17年2月28日
- (3)資格内容変更届
県内・県外業者平成16年6月1日～平成17年3月31日

■電子申請するにあたって

- (1)申請(届出)を行なう際には建設工事並びに測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格審査申請書提出要領及び電子申請操作マニュアルをよく確認した上で行なってください。
- (2)競争入札参加資格審査電子申請システムにログインするID及びパスワード
 - ①県内有資格業者
平成16年3月25日付け監第3366号にて通知したID及びパスワード
 - ②県外有資格業者
平成16・17年度競争入札参加資格審査申請時に取得したID及びパスワード
 - ③県内及び県外随時申請業者
申請システムにより交付されるID及びパスワード
- (3)次のURLからアクセス
<http://www.pref.ishikawa.jp/kanri/i-cals/index.htm>

■提出書類

インターネットによる申請(届出)を行なっても次の書類一式(1部)を申請データ送信後3日以内に郵送又は持参により提出する必要があります。

※封筒に「平成17・18年度競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書すること

- ・提出期限
建設工事業者 平成17年2月28日(月)必着
委託業務業者 平成17年3月14日(月)必着
- ・提出先
建設工事業者 管轄の土木総合事務所
※大臣許可業者も主たる営業所がある土木総合事務所に提出
委託業務業者 石川県土木部監理課建設係
- ・建設工事業者の提出書類(委託業務業者については略)
 - ①平成17・18年度建設工事競争入札参加資格審査申請書
電子申請システムよりプリントアウトして、代表者印及び社印を押印
 - ②経営規模等評価結果及び総合評定値通知書の写し
審査基準日が平成15年10月1日～平成16年9月30日のもの
 - ③使用印鑑届
電子申請システムよりプリントアウトして、正方形の押印欄に商号印、丸形の押印欄に代表者印を押印(個人は代表者印のみ押印)
 - ④納税証明書(原本)(申請書提出日以前1ヶ月以内に発行されたもの)
税務署交付の様式その3(未納税額のない証明用)又はその3の3(証明税目は「消費税及び地方消費税」)
県税事務所等交付の24号の2様式(その3)
 - ⑤技術職員名簿(総括表)
審査担当事務所の受付印があるもの
 - ⑥平成17年度入札参加資格の格付けに係る主観的
事項審査資料(写し)※受付機関の受付印のあるもの
又は環境活動評価プログラムへの参加登録をしている業者のみ対象

■問い合わせ先

- ・画面に関すること
ヘルプデスク
TEL 0761-51-6663 平日(月～金)9:00～17:00
- ・申請内容に関すること
石川県土木部監理課建設係
TEL 076-225-1712 平日(月～金)9:00～17:00
E-mail:i-cals@pref.ishikawa.jp
申請期間外の問い合わせは石川県土木部監理課建設係まで

随筆

会員のコーナー

「観能」の勧め

金沢支部 明石弘貴

金沢の兼六園、石引方面の出口を出た辺りのほど近くに、石川県立能楽堂があります。

皆様は能楽堂に足を運んだことはありますか。最近では中学生の能楽鑑賞会などもあるようですから、一度はここで、能を見たことがあるという方も相当おられるかもしれません。でもそういった方の印象は、恐らく「狂言は少しおもしろかったけれど、能はさっぱり分からずに、眠たくて退屈なだけだった。」というような感じではないでしょうか。

能楽堂に入ると、まず目に飛び込んでくるのが正面にある能舞台、能はよく知らずとも、ピンと張り詰めた空気を自然と感じ取ることができるでしょう。四本の柱に支えられ、区切られた六メートル平方の厳しい空間がそこにあります。最近では劇場やホールなどでの演能もかなりあるようですが、それらのステージ上で組まれた簡略能舞台は、能を観るというにはあまりにもよそよそしく、演者から受ける精神の緊張感、能舞台と比べて、驚くほど弱いものと私は感じます。

能舞台では、最初にシテの声が重々しく響き、揚幕が上にはね上げられ、長い橋掛かりにまっすぐに一步を踏み出します。観客も息を詰めて、その能の印象をその一瞬を託そうとします。シテの姿がチラッと見え始めたかと思うと、静かな、しかも、たゆみないシテの足の運びが続きます。橋掛かりを運びきったシテは、鏡のように磨かれた檜の床をわずかにきしませながら、方向を転じて舞台に入り、初めて観客と正対することとなります。

能の世界を現す言葉としてよく使われるのが「幽玄」という言葉です。文字だけを見ると、あたかも幽霊のようなことを連想させますが、この真に意味するところは、奥深く微妙で、虚でもなければ実でもないきわどい一線に見出すことができるのかもしれません。世阿弥は能楽の

美的理念として「美しく柔和な優雅さ」を「幽玄」と呼んだのでした。

“能” ゆったりとした空間の中で人間の持つ感情、悲しみ、怒り、喜び等を独特の型で表現しており、それは観ている者を魅了させてくれる力を秘めています。私は能楽堂で能を観ている時に、鳥肌の立つ感覚を幾度も体験したことがあります。

普段忙しい日常生活を送っている皆様、古典芸能である能に触れているつかの間の時間は、きっと一時、日常とは遊離した時間を与えてくれるでしょう。

ところで、能を観ようとする場合、能の番組として、若い女性がシテの、ゆったりしっとりした番組は、本当に能らしくていいのですが、初心者には、はっきり言って退屈で眠たくて、疲れるだけではないかと思えます。観能の経験が少ない人にとっては、例えば「土蜘蛛」や「紅葉狩」又は「道成寺」などといったものが、ビジュアル的にも非常に派手であり、私はお勧めです。異論のあるところではありますが。

短歌

輪島支部 大森 千歌子

新たなる年と考ぐ初日の出

雪の立山黄金に染め

健康の喜び語り共共に

氏神旨で気持新たに

波よけに居並びおりし海鳥の

羽にさらさら初日輝く

権利は主張して、初めて権利

加賀支部 北村 國博

一週間に7回の内容証明郵便を出したことを思い出しながら、最近の世の中の異変を憂慮しています。悪質商法に依る不当請求、DM勧誘に依る融資詐欺、ヤミ金業者の違法取立、ネット

サイトに依る詐欺行為、携帯電話の無差別架空請求、不倫に依る慰謝料請求、消滅時効援用、離婚給付の和解契約等、毎日が異常なくらい、悩みを抱え込んだ依頼者からの相談が殺到しています。彼らの中には何処に相談したらよいか、途方に暮れて、私の所に辿りついた方もいます。出来るだけ親身になって、依頼者の立場に立ちながら最善の解決策を講じてあげることが、私の役割だと思っています。ある日、高額搾取の詐欺行為、に対し、依頼者の作成代理人の立場で告訴状を警察署に提出しました。ご承知のように、告訴は、なかなか受理されません。依頼者と同行し、「なんとしても犯人を捜査し、犯罪者として、厳重に処罰して欲しい」ことを警部補の面前で力説しました。告訴状の具体性の不備を指摘されながらも、無事に受理して戴いたことは、仕事とは言え、熱い正義感を貫いた満足感がありました。事件の捜査はこれからです。もし、告訴しなければ、事件性は糾明されず、「忙しいから後回し」の部類に収まったかも知れません。「権利は眠れるものに在らず、主張して、はじめて権利は生きるもの」予防法務の専門家として、今後共、依頼者の権利擁護に努めていきます。

国民と皇族の掛け橋に

金沢支部 藤井速生

結論から述べさせていただきます。天皇家一人娘紀宮清子様と東京都職員黒田慶樹さんとの婚約が内定されました。サラリーマンの奥様となられる紀宮様には皇室と国民をつなぐ掛け橋となっていたきたいと思います。

さて、二人はこれから、一般の結納にあたる「納采の儀」などを経て、今年には結婚の運びとなります。久しぶりに皇室の慶事です。幸い夫となられる黒田さんは、秋篠宮様と学生時代からの友人で非常に親しい間柄と聞いています。さらに紀宮様との間を取り持ったのも、秋篠宮様と聞きます。結婚後も家族ぐるみの付き合いが続くことは、容易に想像がつかます。また、紀宮様は両陛下の一人娘でもあります。一昨年1月、天皇陛下が前立腺がんの手術を受けられたときは、何度も病院へ足を運び、陛下を励まされました。皇后陛下も同じ女性として紀宮様

を頼りにされておりました。結婚後も黒田さん夫婦は、これまで通り両陛下とは意思の疎通を図る機会を持っていただきたいと思います。

痴呆症予防に期待

金沢支部 藤井速生

行政書士は緻密な計算と行動力が必要です。

さて、過日「おもいっきりテレビ。読み書き計算、刺激1日5分で効果。未来科学で痴呆予防」を拝見し、有意義にして感動しました。神経内科の4人の先生と有名人が応じられていました。まずは、科学的実証として頭に機器をあて、前頭葉の活性化について調べていました。カラーのギザギザの波長の広がりではっきりとわかるのです。

痴呆の予防としては、次のこと実行すると良いそうです。

- ①新聞を読むときは声を出して読む。
- ②所定の時間内で足し算をいくつできるか。
- ③ご婦人の井戸端会議。
- ④短い文章を書く。

番組では、このことについて、有名人に各項目ごとに頭に機械をあてて検証しました。さて、私たちには、頭にあてる機器はないので、上記のことを1日5分ずつ継続してみましょ。

先生は、人それぞれだが、必ず痴呆予防になる。と言われました。今高齢化が進み、痴呆症が問題になっている昨今、私も実践しようと思います。

1月8日…己が誕生日は母苦難の日

小泉総理大臣は…昭和17年1月8日生
わ・た・く・し…昭和13年1月8日生

小松支部 村井謙介

☆昭和13年(1938)

1月政府、国民政府相手にせず…対華声明、4月国家総動員法公布、電力国家管理法公布、5月日本軍徐州占領、11月近衛首相、東亜新秩序建設を表明

☆昭和17年(1942)

1月マニラ占領、2月シンガポール占領、4月第21回総選挙、6月ミッドウェイ海戦敗北、8月米軍ガダルカナル島上陸、スターリングラード戦開始(翌年2月ドイツ軍壊滅)

「そうですか。あなた1月8日が誕生日、昭和13年ですから、67才ですね。それにしてお若いですね。」

「いや、それは外見だけで、あちこちガタが来ておりました、終盤の人生、まだまだ子供達をはじめとして、この浮世の義理を果たさねばならぬことの多さに、日夜恐れ戦っている状況ですよ。」

「はあ。それは私も同様です。なんとか健康に配慮してゆるゆる進んで行きたいと思っております。それはそうと、小泉総理も1月8日生まれで、昭和17年ですね。日本が戦争にどっぷり漬かっていた時代で、国民の生活たるや現在とは比較にならない世を、人々は力強く必死に生き抜いていたのですね。」

「昭和13年4月の国家総動員法公布から、昭和17年6月ミッドウェイ海戦で敗北の兆しが見え、爾来3年間、昭和20年8月の終戦。戦争末期から終戦後の数年、空腹の辛さはあなたもご経験でしょうが、あれには参りましたね。空腹はいけません。健全な人生観世界観までも蝕みますからね。」

「はい。空腹はいけません。しかし、あの当時、親は自分の食べる分を割いても、私共子供に優先的に与えてくれましたね。当たり前とおっしゃればそうかも知れませんが、親とはありがたいものです。自分が人の親となり、“子を持ちてはじめてわかる親の恩”“親孝行したいときには親はなし”“親に返せなかった恩を子に返せ”と、進めてきて、物質的に、少し行き過ぎて過保護になった子らが今日、社会に珍現象、変現象をもたらしています。皮肉なものです。」

「さっきから私、失礼とは承知しながらあなたの前で、こうして爪を切っていますが、この自分の指、爪を眺めていますと、不思議な気持ちになります。父母がいて、祖父母がいて、そのまた先祖がいて、現在の、今、この指、爪があることに感謝せずにおられません。若者が誕生日には友人と祝うためのパーティーなどで、自分のために、自分や周囲のお祝いの言葉に酔い痴れています、“自己の誕生日は母苦難の日”と認識して、父母、祖父母、先祖に、“深く、静かな報謝の念”を捧げるべきではないでしょうか。

江戸期のものらしいのですが、^{ぶもおんじゆうぎょう}〈父母恩重経〉なるものがありまして、君に忠、親に孝の、儒教の浸透した頃の古いものを持ち出して、嫌がられるかも知れませんが、悪いものではありませんので、一部ご披露致します。

一切の善男子、善女人よ。父に慈恩あり。母に悲恩あり、そのゆえは、人の此の世に生るは、宿業を因として父母を縁とせり。父にあらざれば生まれず、母にあらざれば育てられず。ここを以て気を父の胤に稟けて形を母の胎に託す。始め胎を受けしより十月を経るの間、行、住、座、臥ともに、もろもろの苦悩を受く。苦悩休む時なきが故に、常に好める飲食、衣服を得るも、愛欲の念を生ぜず、唯一心に安く生産せんことを思う。月満ち日足りて生産の時至れば、骨節ごとく痛み、汗膏ともに流れてその苦しみ堪えがたし、父も心身戦きおそれて母と子とを憂念し、既に生まれて草上に墮つれば、父母の喜び限り無きこと猶お貧女の如意珠を得たるがごとし。其の声を発すれば、母も初めてこの世に生まれ出でたるが如し。〈懐胎守護の恩〉〈臨産受苦の恩〉〈生子忘憂の恩〉〈乳哺養育の恩〉父母の恩重きこと天の極まり無きが如し。

まだまだこの10倍ぐらい続きますが、この辺で切りましょう。私、これ、読み終わるまでに何度涙したことでしょうか。親孝行したいとき親はいない。生前の親に対する数々の言動、誠に慙愧に堪えません。」

「なんと、あなた、正直な懺悔ですね。どの世にしようとして親子、浮かばれますよ。私も先日、あの福井県丸岡町の“一筆啓上 日本一短い家族への手紙”(角川文庫)を読みました。家族はいい。いいものですねえ。こんなのありました。

「やあ。出てきたね。どうだいこの世界は。しばらく一緒に生きて行くんだよ。」

「(ボク負け犬じゃない…疲れた)天国で一休みしたら戻るのよ 母さん待ってるから」

「超音波で見た君は、おなかの中で敬礼をしてくれた。心のくす玉がパンと割れたよ」

「もうやめようよ！皆で同じ事ばかり言って 僕がみるよ おふくろの事」

愛知県 関久志さん、埼玉県 匿名の方、奈良県 中村規早子さん、石川県 森忠司さん、それぞれ一筆啓上賞(郵政大臣賞)受賞のものでした。

亡くなられた息子さんの遺書に対しての返信でしょうか？天国で一休みしたら戻っていらっしやい！お母さんは待っていますから！母の強さ…泣けますね。…失礼しました。」



震災復興後の神戸市三宮付近

震災日：1995.1.17

撮影日：2004.11.17

撮影者：金沢支部 田村 謙治

今年1月17日で震災復興後10年の節目を迎えます。神戸市の発展は目覚ましく今、ポートアイランド沖に神戸国際空港が建設中です。



紅葉の名所：東福寺(京都市)通天橋付近

撮影日：2004.11.16

撮影者：金沢支部 田村 謙治

紅葉はまだ早すぎた。今週末から23日過ぎ頃が見頃ようだ。

紅葉している木々をポイントにおいてきれいな紅葉を撮ったつもりです。

歯医者、痛いよー

金沢支部 佐々木 秀志

会社を辞める前から、歯茎が腫れていた。最初は、風邪熱のせいかと思っていたがどうも様子が違う。退職して時間の余裕もできたので、週1回のペースで、3ヶ月間歯医者に通った。典型的な歯周病とやら。

その治療の痛いこと。歯の根辺りに凍みる不快な痛みである。毎週通院の前日になると憂鬱になった。

「ちょっと凍みますよー。」とあって治療してくれるやさしい先生だった。けれども、患者の

私としては、本当にこの痛みの経験が先生にあるのかなと不信感を抱いてしまう。治療器具に、先生の脳に直接痛みを感じさせる装置を取り付けてあったならば、患者としては非常に安心できるはずなんだがなあ。

しかし、そのアイディアは自分で却下した。先生が痛みを耐えかね、治療を途中で投げ出したり気絶でもされたりしたら、患者もたまったものではないからである。

顧客の悩みを聴く事が私の仕事の一つであるけれど、本当に顧客の痛みがわかっているのか、歯医者での痛みを思い出すたびぼんやり考えるのである。

12月辺りを3度経験して

金沢支部 本郷 卓也

毎年この時期になると、遺族からの遺産の整理やお年寄りからの遺言作成が必ずとっていいほど頂いている。有り難いことである。合掌。

権利意識の高まりと小金持ちの皆さんの層の拡大に負うものであろう。なにせ事案数が自分の事務処理能力を超えることがままあって、依頼者の期待する締切日がおそろしいのであるが、一つ一つ受けた順に地道にこなすことが大切であろうことが分かる(行政書士法第7条)。確か、自分の自己紹介名刺に得意です、とうたっているのだから、責任をもって進めて行くしかないのである。

他方で、年末になると、一年の目標の未達が自分なりに気になって仕方がない。私の場合、文書の整頓というのが今年も果たせなかった。毎日綴じ込みをし続けたり文書、雑誌の廃棄を進めているのだが、なかなか整頓の域に達しない。性格の未熟さそのものであろう。来年も継続していくことにする。

また、全体に目を配れば、毎年ああ行政書士さんねと街の市民の認知具合が高まってきているようで、俄然業務の進み方が高まってきていることに感謝したい。今は少しばかりついている時期なのかもしれない。

とりとめのないことを書いてしまいましたが、これからもどうぞよろしくお願いします。

新入会員の紹介

新会員です。どうぞ宜しく



小関 裕一

- ◇金沢支部
- ◇平成16年9月15日入会
- ◇事務所所在地
金沢市玉鉾5丁目52番地
☎ 076-292-7991

このたび入会しました小関裕一と申します。私はインターネットを駆使して業務展開を目指しております。本年は消費者問題に重点をおいて取り組んでいこうと思っております。諸先輩方に御指導を仰ぐ機会もあるかと思いますが、その際にはご指導のほどよろしくお願いたします。



安田 友紀子

- ◇小松支部
- ◇平成16年10月15日入会
- ◇事務所所在地
小松市錦町15番地
☎ 0761-22-4206

この度、石川県行政書士会に入会させて頂きました安田友紀子です。全く業務の知識も経験もないまま開業し、不安な面は多々ありますが偉大なる諸先輩方の御指導、御鞭撻を賜りながら精進していこうと思っておりますので何卒宜しくお願致します。



舟木 弘

- ◇金沢支部
- ◇平成16年10月15日入会
- ◇事務所所在地
金沢市金石西3丁目7番13号
☎076-267-0459

40数年間、みそ醤油、漬物の製造業を続けてきました。行政書士になるつもりは毛頭なかったのですが妻のすすめに従い“ボケ防止のために”受験しました。運よく合格したので、資格を生かしてM&Aの仲介や出入国関係の仕事ができないかと考えています。よろしくお願いたします。



今村 修

- ◇金沢支部
- ◇平成16年10月15日入会
- ◇事務所所在地
かほく市宇野気1丁目21番地1
☎ 076-283-3977

この度、新入会員として入会させていただきました今村です。行政書士として登録したいと思ったのは税務の仕事をするにあたって、許認可事項が多くありその相談に応じるのも顧問先に対する指導事項の一つでもあったためです。

業務に関する知識や経験はありませんが日々精進し多くの方から信頼される行政書士になれるよう努力したいと思います。今後とも、行政書士会の諸先輩方皆様のご指導のほど宜しくお願致します。



柴中 清司

- ◇七尾支部
- ◇平成16年10月15日入会
- ◇事務所所在地
羽咋郡志賀町字代田1の3番地
☎ 0767-37-1981

はじめまして。行政書士の皆様。このたび新たに会員として加えていただきました柴中でございます。今、少しずつ行政書士の業務について勉強中ですが余りにも範囲の広さに改めて驚いております。今までは、範囲はせまいものの申請業務の審査に当たっていましたが、許認可申請する者の視点から見ますと余りにも書類整備が煩雑であり、素人はもちろん行政書士なりたての私に行える業務はほんの僅かです。今後は、先輩の皆様にご指導をいただきながら、行政書士の名に恥じぬ仕事をめざしてまいります。よろしくお願いたします。尚、事務所の名を「しか行政書士事務所」とさせていただきます。



森 欣史

- ◇金沢支部
- ◇平成17年1月1日入会
- ◇事務所所在地
金沢市伏見新町225番地 サンピア
泉ヶ丘505号室
☎ 076-243-0761

本年より、行政書士登録をさせていただきました森と申します。名前は『よしふみ』と読みます。

以前は名古屋の専門学校で、行政書士試験や宅建、公務員試験の講師をしておりました。

今後は新人として、一から勉強し直すつもりで頑張っていきます。諸先輩方のご指導のほど、よろしくお願いたします。

会務日誌

事務局からのお知らせ

8月	1日	平成16年度行政書士試験願書配布開始	
	4日	日行連高度情報対策会議 会長出席	
	5日	広報部会(本会会議室)	7名
	7日	中地協理事会(於：岐阜県) 会長出席	
	8日	第1回契約法研修会(於：第10研修会)	82名
	18日	総務部会(於：本会会議室)	5名
	21日	第2回契約法研修会(於：第15研修会)	76名
	23日	会費納入通知発送	
	27日	会報いしかわ・強調月間用ポスター発送	
	30日	支部長宛強調月間用ポスター発送(官公庁窓口配布分)	
	31日	日行連研修センターへ大学院との折衝担当者会議 業務指導部長出席	
9月	1日	日行連会館運営協議会 会長出席	
	4日	第3回契約法研修会(於：第15研修会)	68名
	7日	試験対策委員会開催(本会会議室)	
	9日	日本著作権協会北陸支部と協議	
9・	10日	★日政連総務委員会 宮川幹事長出席	
	10日	監査部会(本会会議室)	
	11日	金沢支部研修会(第11研修会)	
	12日	能登3支部合同研修会(於：のと楽)	
	13日	支部交付金(I)振込	
	15日	広報部会(本会会議室)	
	16日	総務・業務指導部・法規企画部長合同会	3名
16・	17日	日行連正副会長会・部長会 会長出席	
	17日	日行連広報部会 会長出席	
	18日	第4回契約法研修会(於：ホテルイン金沢)	71名
	21日	報道機関各社へ無料相談会取材資料持参	1名
21・	22日	日行連国際部会 会長出席	
	24日	経理部会(本会会議室)	3名
	27日	報道機関各社へ無料相談会取材依頼	3名
	29日	新規入会員(1名)登録証伝達式(本会会議室)	2名
	30日	強化月間ラジオCM収録(於：MROスタジオ)	4名
10月	1・3日	電話による無料相談会(本会会議室)	24名
	2日	金沢・小松・加賀・七尾支部で面談による無料相談会	
	3日	金沢・輪島支部で電話による無料相談会	
	4日	★行政相談員推薦の件で新谷県議会議員と協議	1名
	5日	★行政相談員推薦の件で紐野県議会議員と協議	1名
	6日	日行連正副会長会 会長出席	
	〃	金沢簡易裁判所調停委員推薦打ち合わせ	4名
	9日	平成16年度行政書士試験監督員等説明会(於：第15研修室)	44名
	12日	松任市特設総合相談会(於市民交流センター)	1名
13・	14日	日行連伝達研修会(於：日本海倶楽部)	2名
	14日	県土業団体協議会主催行列のできる無料相談会(於：香林坊大和)	4名
	15日	★参議院議院杵掛哲男氏秘書池田英一氏とADRの件で協議	2名
	16日	第5回契約法研修会(於：第15研修室)	32名
	18日	★石坂県議会議員と指名願いの件で協議	1名
	19日	県土木部監理課へ指名願いの件で申入れの為訪問	4名
	22日	著作権公開講座の件で協議の為、県文化振興課へ	1名
	24日	平成16年度行政書士試験日(於：金沢高等学校)	受験者771名
	26日	著作権公開講座の件で協議の為、県文化振興課へ	1名
	29日	新規入会者(4名)登録証伝達式(本会会議室)	2名
	31日	国際ふれあいDAYS 2004 inNANAO 相談会(於：七尾)	2名
11月	1日	会費納入通知発送(下記分・過年度等)	
	4日	★県選出国會議員へADRの件で陳情	2名

5日	日行連と中国地方協議会各単位会との連絡会出席 会長	
6・7日	日行連と中地協各単位会との連絡会(於：和倉)	11名
13日	第6回契約法研修会(於：第15研修室)	69名
15日	出張封印関係協議(本会会議室)	7名
16・17日	日行連国際部会会議 会長出席	
18日	著作権研究会参加(於：アルカディア市ヶ谷)	1名
19日	経理部会(本会会議室)	4名
20日	行政書士試験対策委員会(本会会議室)	8名
22日	出張封印の件で金沢市申し入れ	4名
〃	著作権研修会(第1研修室)公開講座	49名
〃	会長来局執務	
25・26日	日行連正副会長 会長出席	
27日	業務研修会(於：第15研修室)	90名
12月 3日	部長会(於：本会会議室) 午前10時～	11名
〃	理事会・支部長会合同会(於：第15研修室) 午後1時半～	24名
4日	第7回契約法研修会(於：第10研修室)	59名
7日	広報部会(於：本会会議室)	8名
8・9日	日行連伝達研修会(於：日本海倶楽部)	2名
11・12日	中地協理事会・建設業・広報担当者会議(於：三重県賢島)	3名
14日	会員に対する苦情処理の為、当該会員事務所へ	2名
17日	日行連全国運輸交通実務者会議(日行連地下講堂)	2名
24日	広報部会(本会会議室)	6名
1月 2日	知事との新年互礼会(於：金沢ニューグランドホテル)	6名
7日	第8回契約法研修会(於：第10研修室)	55名
〃	会長来局執務	
11日	広報部会(本会会議室)	7名
12日	新規入会者(1名)登録証伝達式(本会会議室)	2名
14日	愛知会賀詞交歓会(於：アイリス愛知)	1名

会費の納入について (お願い)

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成16年度分会費未納の方にご請求申し上げます。
何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。
なお、今年度より郵便振替口座を開設致しましたので、よろしくご諒承の上、納入をお願いします。
併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へお願い申し上げます。

記

- 平成16年度会費 金72,000円
 納入方法 払込取扱票により納入下さい
 お振込先 石川県庁内郵便局
 口座番号 00750-6-55558
 口座名義 石川県行政書士会
- 日本行政書士政治連盟
 平成16年度会費 金5,400円
 納入方法 払込取扱票により納入下さい
 お振込先 石川県庁内郵便局
 口座番号 00720-1-74073
 口座名義 日本行政書士政治連盟 石川県支部

重要

振込先が変わりました ご注意下さい

会 員 移 動

新規登録個人会員（6名）

登録年月日	所属支部	氏 名	事務所・住宅	電話番号
平成16.9.15	金沢	小関 裕一	(事) 金沢市玉鉾5丁目52番地 (住) " 京町32番13号	(076)292-7991
平成16.10.15	小松	安田友紀子	(事) 小松市錦町15番地 (住) "	(0761)22-4206 (0761)22-4203
平成16.10.15	金沢	舟木 弘	(事) 金沢市金石西3丁目7番13号 (住) " 4丁目13番34号	(076)267-0459 090-4685-7635
平成16.10.15	金沢	今村 修	(事) かほく市宇野気1丁目21番地1 (住) " り21番地	(076)283-3977 (076)283-0684
平成16.10.15	七尾	柴中 清司	(事) 羽咋郡志賀町字代田1の3番地 (住) " 仏木ヌの6番地	(0767)37-1981 (0767)37-1303
平成17.1.1	金沢	森 欣史	(事) 金沢市伏見新町255 サンピア泉ヶ丘505 (住) "	(076)243-0761 "

新規登録法人会員（1件）

成立年月日	所属支部	氏 名	法人事務所名称・所在地	電話番号
平成16.10.22	金沢	代 表 北岸 正彦	行政書士法人北岸・埜田事務所 本店 金沢市新神田1丁目12番13号	(076)291-4939
平成16.10.22	金沢	特定社員 埜田 外一	行政書士法人北岸・埜田事務所 金沢北営業所 金沢市小坂町北6番地1	(076)251-3811

変更登録事項（2名）

変更年月日	所属支部	氏 名	事務所・住宅	電話番号
平成16.10.29	七尾	太田 勉	(事) 羽咋郡志賀町長沢イの51番地6 (住) 変更なし	変更なし "
平成16.10.29	小松	沖田 欣三	(事) 小松市宝町40番地1 (住) 変更なし	変更なし "

退会者（6名）

退会年月日	氏 名	退会事由	退会年月日	氏 名	退会事由
平成16.9.4	黒崎 彬	逝去	平成16.10.8	片倉 徳治郎	逝去
" 16.9.24	北山 和夫	廃業	平成16.12.9	斉藤 忠雄	廃業
" 16.9.29	湯村 廣行	廃業	平成16.12.15	小杉 啓	廃業

※黒崎彬様(七尾)、片倉徳治郎様(七尾)のご冥福をお祈り致します。



編集後記

広報部に配属され早2年になります。それまで会報をじっくり読むことは少なかったのですが、広報の仕事にたずさわり、改めてその大変さや担当副会長、部長をはじめ部員、事務局の方々の熱心な取り組みによって会報が発刊されているのだと感じ入る次第です。

今後も和気あいあいと、会報を通じ会員間のコミュニケーションツールとしての役割を果たして行きたいと思います。

広報部 中川 大

会報いしかわ 第37号

発行日 平成17年1月26日
発行人 会 長 茅野勇平
 広報部長 河越俊雄
発行所 石川県行政書士会
 〒920-8203
 石川県金沢市鞍月2丁目2番地
 石川県繊維会館3階
 TEL (076)268-9555 FAX(076)268-9556

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。



頼れる、任せる、安心できる。

あなたの街の法律家

動きだすから、動かす専門力
申請・届出、権利義務・事実証明、契約等

あなたの代理人 **行政書士**

電子政府、電子自治体の推進や行政サービスの拡大などで業務はますます
変わっていきます。求められるのは、時代にふさわしいスキルとノウハウです。
欠かせないのは、信頼できる身近なアドバイザー、行政書士の専門力
が期待されます。

石川県・石川県行政書士会
総務省・日本行政書士会連合会

まぐじの収益金は、貧困な街づくりに使われています。

石川大学 高木美保

【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○指名願・経営規模等評価申請 ○宅建業免許
- 産業廃棄物処理業許可 ○法人設立 ○医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可 ○入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成 ○相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明 ○農地法の許可 ○開発許可